

川俣出張所管内の不法行為について ～外国人対応～

丹羽 亜由美¹・榊田 直之

¹関東地方整備局 利根川上流河川事務所 川俣出張所 (〒348-0051 埼玉県羽生市本川俣840)

本件は利根川上流河川事務所 川俣出張所の管内で発生した外国人による不法行為について、言葉の壁がありながらも対応を継続している事例について紹介する。

キーワード 外国人, 不法行為, 苦情, 警告

1. 川俣出張所の管内について

川俣出張所は群馬県南部の大泉町・千代田町・明和町・板倉町と埼玉県北部の行田市・羽生市を流れる利根川を管理している。現在、群馬県側では下流の明和町で堤防のかさ上げや拡幅を行う堤防整備工事を、埼玉県側は下流の羽生市で首都圏氾濫区域堤防強化工事を施工中である。

河川の利用状況としては、千代田町と対岸の行田市の間に農業用水、水道用水、工業用水等の取水施設である利根大堰があり、その上流部は水上オートバイやカヤック、ウィンドサーフィンを楽しむ人達で賑わっている。また、千代田町赤岩と熊谷市葛和田の間には利根川を運航する動力船「赤岩渡船」があり、地元や観光客に親しまれている。

2. 不法行為

(1) 主な不法行為

川俣出張所管内の不法行為は、船舶の不法係留、栈橋を設置するなどの不法占用、家庭ごみや建築廃材、古タイヤなどの不法投棄がある。これらの行為の大半は群馬県の上流部で確認されている。下流側の堤防工事が完成した箇所や現在施工中の箇所は、不法行為が少ないように思われる。理由として考えられるのは、堤防の整備工事施工箇所付近は坂路を通行止めにするため車輛や人が立ち入れない状態になること、また、常に工事業者がいるため不法行為がやりにくい状況になっているからと思われる。



(写真-1 2024年12月 不法投棄された廃材)

(2) 外国人による不法行為

群馬県の大泉町や千代田町は外国人が多く、中でも大泉町は外国人の人口数をホームページで公開しており、2023年末以降、町の人口数の2割が外国人となっている。今回の不法行為は、カンボジア人が大泉町と千代田町の利根川河川敷でバレーコートを作っているものである。

2022年3月頃に河川巡視で確認、その後2023年8月に大泉警察署から問い合わせが入り、立て続けに町役場や近隣住民から相談や苦情が入るようになった。

また、すぐ近くに新しいバレーコートが作られていることが判明したため、最初に発見したコート「第1コート」、新しい方を「第2コート」と命名した。

第1コートの状況は、発見当初はコートの中央にネットを張っただけだったが、次第に周囲にもネットを張り巡らし、照明を設置するようになった。コートに設置した支柱は、付近にあったと思われる木の枝や竹を使っていて、河川巡視でもたびたびバレーボールをしている様子が確認されていた。テントやテーブルなどいろいろな工作物を置いたままにしていたため帰宅時には持ち帰る

よう伝えていたところ、河川敷に寝泊りされたこともあった。帰らなければ持ち帰る必要なし、と思われたのかもしれない。

第2コートは第1コートと異なり、支柱に立派な角材を設置していたが、実際にバレーボールをしている所は確認されなかった。

また、第1、第2コートともに外国人が集まりバーベキューをしていることが多く、ほとんどが直火使用であった。河川巡視で確認した場合はその都度河川巡視員が注意し、消火まで確認していた。



(写真-2 2022年4月 第1コート)



(写真-3 2023年8月 第2コート)

3. 警告看板の設置

通常不法行為を確認した場合、まずは警告看板を設置する。2023年8月14日に大泉警察署からバレーコートについて問い合わせが入ったあと、立て続けに千代田町、大泉町からも連絡が入ったため、2023年8月17日に看板を設置した。警察からクメール語と聞いたので、英語とクメール語の2ヶ国語で作成した。

第1コートには2022年9月に4ヶ国語（ポルトガル語、ベトナム語、中国語、英語）で作成した看板を設置していた。2023年8月30日に出張所長と河川巡視員とで現地確認をした際、利用者がいたため4ヶ国語の看板を読んでいるか聞いたところ、読める言語がなかったことが判明した。折角設置していたにもかかわらず、読んでほしい利用者には伝わっていなかった。

外国語の看板を作成するときはGoogle翻訳を使い、簡単な日本語の文章で変換するようにしている。伝わりやすくなるよう絵も入れているが、注意や警告の意味合いが薄まるような印象もある。



(写真-4 2カ国語の看板)

4. 苦情対応

(1) 苦情の内容

2023年8月に警察から連絡があったのは、近隣住民からの通報によるもので、コートを作って遊ぶことが河川法違反になるのか、今後どのように対応するのかという内容だった。国籍に関わらず河川敷で遊ぶこと自体は自由使用だが、工作物を設置したままにすることは不法占用となり河川法違反である。警察には、看板を設置したり巡視等で利用者がいた時に持ち帰りを指導していく旨を伝えた。その後、近隣住民から町役場や出張所に苦情の電話が入るようになった。最も大きな苦情は、バレーコートで遊ぶ外国人が夜遅くまで大人数で騒いだり音楽をかけている「騒音」だった。中には、警察を呼んでも事件ではないから何もしないし、遊んでいる人も警察が来た時だけ逃げていき、またすぐ戻ってくる、出張所・町役場・警察に言っても何も変わらないから自分が事件でも起こしてやろうと思っている、といった強い内容のものもあった。

(2) 利用者への対応

2023年8月30日に出張所長と共に第1コート利用者から聞き取りを行った際、最初、人数は5～6人で音楽はかけていないと言ったため本当のことを話すよう促したところ、週末は30～40人、音楽をかけて夜中まで遊んでいるとのことだった。河川敷に持ち込んだ物の持ち帰り、遅い時間まで騒がない、照明がいるような時間になったら帰ることを伝えたところ、一時的に工作物が激減した。その後、増減を繰り返しているが、徐々に工作物は減少してきている。



(写真-5 2024年6月 第1コート)

(3) 苦情への対応

河川敷にバレーコートを作っているのか、という問い合わせがあったが、土地の改変をせず工作物を存置したままにしなければ、河川敷でバレーボールをすることは河川法違反にならない。バレーボールができる場所があるから人が集まり、堤防で囲われて他人の目も少ないことから夜遅くまでバーベキューや音楽を楽しむことができる場所となってしまう、近隣住民から苦情があがることになってしまった。騒音などの被害を被っている近隣住民に「自由使用なので、利用者に注意等継続していきます」と伝えてもなかなか理解を得られるものではないと思われたが、外国人だからということは排除する理由にならないため、看板や口頭注意で対応していくことを説明した。

5. 役場や警察との情報共有

2023年10月頃まで苦情が入っていたが、その後出張所に連絡は入らなくなった。しかし、春になり暖かくなるとまた人が集まることが予想されたため、2024年2月に

大泉町・千代田町と大泉警察に声掛けし合同で現地確認を実施した。当日は平日だったこともあり利用者はいなかった。

町役場からはコートの撤去と騒音苦情について意見があった。この場所でバレーボールができる状態が継続されれば、騒音の苦情も継続するということである。後日事務所の占用調整課に相談した際、河川区域ではあるけれど「町」の中で発生していることでもあるので、役場としても何か対応してもらうことはできないのかと意見があった。

警察へは、合同現地確認の前年の年末頃まで近隣住民から多数の通報が入っていたようで、通報を受けて現地に行くと不法滞在の人は一斉に逃げていき、在留資格がある人だけ残っているとのことだった。

6. 現在の状況

2026年1月時点で、第1コートは工作物が置いたままになっていたり、ゴミが散乱していることがかなり減少した。しかし、昨年は周辺の草が除草剤を撒いたように枯れていることが確認された。新たな不法行為があった場合は、すぐに看板を設置するようにしている。

また、集まって利用しているのは週末が多いので、休日巡視の時は必ず確認してもらうようにしている。



(写真-6 2025年12月 第1コート)

第2コートは2024年5月に除草されている状況を確認した後、コートが草で覆われるようになり利用している形跡がなくなった。2024年10月には2本あった支柱のうち1本が撤去された。現在残っている1本の支柱は、警告看板掲示後に撤去することになっている。

写真-1の不法投棄は第2コートのすぐ隣にあり、大量に廃材などを捨てられることが多い。この付近は不法投棄対応にも苦慮している。



(写真一7 2026年1月 第2コート)

7. 不法行為の対応にあたって

今回の不法行為対応で苦労したことは、相手が外国人だったため言葉の壁があったことである。対面で話しても通じているのかよくわからないこともあった。看板作成にGoogle翻訳を使ったが、相手に伝わるように作成するのに時間もかかった。

2023年8月から10月頃までの3ヶ月間と短期間ではあったが、出張所や役場、本局水政課にまで電話やメールでの苦情があった。中には激昂して電話をかけてこられる方がいたり、河川巡視員が巡視中に直接苦情を受けることもあった。問い合わせしてくる人からすれば、電話での対応やメールの回答は決して納得のゆく内容ではなかったと思われる。その都度対応を考えるにあたり悩むこともあったが、苦情が入り始めた当初から事務所の占用調整課に対応方法などを相談できたため、進めていくことができた。

そして、ここまで不法行為が減少してきたのは、河川巡視員が利用者へ継続して声掛けを続けてくれたことが大きいと思われる。利用者が直火使用していれば消火まで見届け、夜遅くまで騒がないよう身振り手振りで伝えていただいている。また、職員が頻繁に巡視を行うことは通常業務もあるため難しいが、巡視員が日々確認して変化があれば報告してくれるため、不法行為が小さなうちに対応策をとることが可能となる。

職員も現地に行けるときは状況確認を行うと、利用者にとっては、見知った人が注意するのと見知らぬ人から注意されるのでは違う印象を受けるようだ。今回の第1コートも初めて出張所長が現地に行ったときに、利用者がかなりおどろいた様子を見せていて、その直後工作物が激減したことがあった。

今後も不法行為が拡大することのないよう、現地確認を継続していきたい。